

# 「報告」から「文選」へ—— 鄧小平「西南地区の少数民族問題について」をめぐる一考察

(東京女子大学大学院) 美麗 和子

## [要旨]

新中国成立直後の1950年、西南地域の統括責任者であった鄧小平は、北京から派遣された中央民族訪問団の歓迎大会で「西南地区の少数民族問題に関する報告」を発表した。現地での進行形の情報を交えて西南地域の状況を伝えたこの報告は、新中国の民族政策に関する重要発言として内部資料に掲載された。1989年、同報告は中共中央文献研究室による改訂を経て『鄧小平文選』の一篇として出版される。以降、この改訂版が中国共産党の公式資料となった。建国初期の現地政策の一環として語られた民族工作談話は、約40年後の字句整理を受けて発話当時の背景の具体性や緊迫感が濾過され、現場から乖離して一般化された民族政策の教科書へと変貌していた。

## I. はじめに

1950年7月21日、西南軍政委員会副主席および西南局第一書記の職にあった鄧小平は、新政権の宣伝活動と現地調査を主な任務とする中央民族訪問団（以下「中央訪問団」）を重慶で迎え、その歓迎大会の席上で「西南地区の少数民族問題に関する報告（關於西南少数民族問題的報告、以下「報告」）」と題する談話を発表した。中共中央は、この談話を西南地域の民族事情、および民族政策に関する重要発言として内部資料に収録、党内に配布した。およそ40年後の1989年、同談話は中共中央文献編集委員会による内容の削除と改変、改題を受けて、『鄧小平文選（一九三八—一九六五）』（以下「文選」）に収録された。

上述の状況を踏まえ、本稿ではまず、現在の中国共産党が公式資料とする「文選」ではなく、オリジナルの談話に近いと推測される「報告」に立ち戻り、建国初期に中央訪問団関係者が語った中共の民族政策を分析する<sup>(1)</sup>。一方、中央指導者の個人文選や選集は、党史の方向性との一致を図る

ため、中央文献研究室が原稿を改訂した上で編纂されてきたことは周知の事実であるが、一指導者の談話を事例として編集前後のテキストを具体的に比較した研究は、管見の限り多くないと思われる。そこで、原文テキストを通じた民族政策の分析に續いて、「報告」と「文選」の両者を比較し、改訂の意味を考察する。

具体的な作業課題は、以下の二点である。第一に、「報告」を通して、建国初期の複雑な地域状況に結びついて展開された中共の民族政策の政略や手腕を考察する（次章Ⅰ.）。この考察に当たっては、同時期に西南地域で発表された中央訪問団団長劉格平の政策解説と対比することで、当時の民族政策の核心を明らかにする。第二に、本来は民族工作に関する実務的な談話であった「報告」が、後年中央機関の専門部署により編集され、「文選」として出版された経緯を確認した上で、両者の内容における相違点を特定し、その変化の意味を論じる（Ⅲ.）。

談話の発話者である鄧小平（1904.8.22–1997.2.19）は四川省広安県の出身で、1920年、

16歳で「勤工儉学」プログラム参加の為フランスに渡り、1924年秋、現地で結成された中国共産党ヨーロッパ支部に入党した。モスクワ中山大学でのマルクス主義学習を経て1927年に帰国、上海で地下工作に従事したのち、1929年広西省で武装蜂起を準備する。1934年には紅軍として長征に参加した。49年には総前線委員会書記として淮海戦役を指揮、また第二野戦軍（西南軍政委員会の前身）政治委員として、司令員の劉伯承と共に西南地域解放に携わった。建国後は、1952年に副総理として北京へ召還されるまでの約3年間、西南軍政委員会副主席および西南局第一書記として、新政権の現地における統括責任者となった。本稿の中心資料である「報告」は、この西南局時代に発表されたものである。

## II. 「報告」の内容

「報告」は、中央訪問団の歓迎大会の席で「ざっくりばらんに語った」（鄧（1951）、p.34）談話だが、その内容は歓迎の辞の域を超えており、西南地域解放以後の半年間における少数民族工作の実況報告と今後の政策解説である。西南地域の現状とその捉え方を大枠で提示した上で、具体例を含めた実務的な話題へと展開し、聴衆の理解を深める巧みな構成となっている。本章では、この構成に沿って「報告」の内容を検討したい。

「報告」の概要は次の通りである。まず冒頭で、少数民族問題を国防問題と明確に結びつけた上で、西南少数民族の概要紹介と、主に漢族と少数民族との関係についての歴史的経緯を説明する。続いて、民族工作の核心は「民族間団結」であり、団結を実現する為に必要な工作態度——大民族主義を追放すること、「ごたごたを起こさない」<sup>(2)</sup>こと、「せっかち病にならない」ことを、現地の事例を交えて解説する。談話のポイントは、この「民族間団結」実現に向けた取り組みの指示にある。

上述の背景説明を受けて、話題は具体的な政策

に入る。具体的な政策とは、大きく分けて少数民族地域の政治、経済、文化工作の三点である。すなわち、①民族自治区の設立、②貿易を柱として現地住民に利益をもたらす経済・産業政策、③現地幹部の養成と衛生工作を中心とした文化工作、が中心となる。最後に、中央訪問団員に対し率直に意見を提案してほしいと呼びかけて、談話は締め括られる。

### 1. 「報告」発表当時の西南地域

「報告」本文の検討に先立ち、本節では、当時の中共による現地掌握の情勢ならびに西南各地の地理的・地政学的状況を見ておきたい。「報告」発表当時は六大行政区制<sup>(3)</sup>が採られており、鄧小平が第一書記を務める西南局は、四川（52年以前は川東・川西・川北・川南の4行署区）、雲南、貴州、西康<sup>(4)</sup>の計4省を管轄していた。本稿でも特に断りのない限り、上記4省を「西南地域」とする。

当時の西南地域では解放戦争が未だ終結せず、中共は国民党や土司などの現地勢力と攻防を続けていた。1949年10月1日に中華人民共和国が成立し、同年11月に人民解放軍が西南に進撃、14日に貴陽、30日に重慶を占領した。12月9日に雲南省主席の盧漢が蜂起を宣言、同日に西康省長の劉文輝、四川省の鄧錫侯と潘文華らも連名で蜂起を宣言すると、翌10日、蒋介石は台北へ中華民国を遷都した。

翌年の1950年3月、中共中央は第二野戦軍に対して西南地域での匪賊掃討を命じ、同月から4月にかけて、チベットを除く西南全域が解放された。この解放に際しては、1953年末までの4年間で抵抗勢力（「匪特武装」）240万人余りが掃討され、殲滅された土匪は広西の十万大山、六万大山、および大小瑤山一帯だけでも47万人に及んだという（『当代中国』叢書編輯委員会（1993）（上）、p.65）。チベットに対しては「報告」発出と同年の1950年、

西康省に人民政府を設立し、その副主席となっていた白利寺の活仏ゲダ（格達、1903？～1950）を仲介役として、和平解放交渉を開始した。

チベット中央部～西部では1950年1月、「西藏和平解放」が開始され、同年秋に西南局傘下の第18軍がチャムドへ侵攻を開始、10月24日にはチャムドを解放した。また、西南各地は近隣諸国との国境線に近く、それぞれに固有の事情を抱えていた。西康は、その地理的位置と歴史的経緯から流通や通貨などの面においても英國およびインドとの関係が続いていた。雲南は、ベトナム、ミャンマー、ラオスと領土を接している。中緬国境を巡っては、ミャンマーを植民地としていた英國と清朝の対立や、抗日戦争時の国民党の対応による影響から民族を巻き込んだ複雑な状況が続いていた。また、同じく1950年1月、中国は隣国ベトナムからの外交承認要請にいち早く応じており、3月には第1次インドシナ戦争における同国支援に着手、5月から7月下旬にかけて、雲南及び広西でベトナム軍訓練班を実施している（張（2015）、pp.32－34）。

## 2. 解放以前の西南諸民族と中共との関係

本節、および次節以降（第2～4節）では、「報告」で鄧小平が実際に語った内容を整理する。出典は1951年10月発行の内部資料（鄧（1951））とし、引用の際は該当頁のみ記載する。

### （1）現地の民族と社会情勢

鄧は西南地域の民族数について、現時点では「推計できない」としながらも、概要を紹介している。雲南には概数として70余りの民族が存在するとしている。また、貴州ではミャオ（苗）族の下位グループが100種存在すると言わってきたが、実際はミャオではなく、例えばトン（侗）族などもその中に含まれているとしている。その他、西康および四川地域のチベット族や、西南地域に散在す

るイ（彝）族、回族への言及がある。

現地の社会情勢については政治、経済に関する言及がある。まず、政治とそれに伴う現地の状況について次の四点を挙げている。①康東（西康省東部）は、清代から民国期にかけて国民党による政治体制が県制度と土司制度の間で揺れていたが、最終的には土司制度が残り<sup>(5)</sup>、多くの土司、頭人の支配が続いていた。また、チベット族内には血讐の習慣が残っている。②貴州のミヤオ族には、郷・区レベルの頭人が多く、大物のリーダーがない。また、彼らは納税に関して最も質の良い穀物を納めるなど独自の習慣を持ち、納税額の軽減に対しても「不平等」だとして反対した。また、イ族の集住地区である西部の畢節付近はアヘン栽培が盛んで、1950年は国民党スパイの扇動により、特に大量栽培されていた。③西康南部の大涼山地域は、5～60万人の漢族居住区の両側に広大な範囲でイ族が集住している。数百の部落があり、大きな中心地はない。現地は各県の政府が掌握しているが、部落間の衝突が起きている。また、この地域もアヘン栽培地である。④雲南は東南アジア各国と国境を接しており、その中でミャンマーとの間に国境未定地がある。国境をまたいで居住する民族が、自分たちで国境標識を移動させており、土司もその境界を往来して徴税している。

次に、経済情勢として次の二点を挙げている。①市場・通貨問題。西康の市場状況を見ると、英國およびインドとの関係が深い<sup>(6)</sup>。西康地域で流通している商品<sup>(7)</sup>はいずれも、過去全て英國かインドから流通したもので、商品価格が中国国内産より安価であった。また通貨は、現地通貨「藏洋」と、純正の銀貨でない通貨が用いられている。（正規の）銀元に対しては、チベット族住民は過去の経験から価値を低く見ており、進軍の際に銀元や金を持ち込むとインフレが発生した。この他、中共が全国水準で現地商人に課した租税額が西康の

#### (4)

状況に見合はず、商売にならないため、商品を川に投げ込む者が出るなど、既に現地経済で軋轢が生じていた。②進駐軍の糧食問題。前述の通り、西南局ではこの時期、チベット地域へ第18軍を進駐させていた。この時点で兵士の動員数はまだ3000～4000人だったが、シャゴ・トウデン（夏克刀登、1901～1960）らの援助で既に70万斤（約350トン）の食糧を借り入れており、のちに問題になるだろう（p.23）と述べている。

#### (2) 長征～抗日戦争期の経験

長征（1934～36年）と、これに続く抗日戦争期、中共は西南少数民族と接触した経験がある。鄧の発言には、中共が過去に現地へ残した基礎を、現在直面している課題の解決へ活かそうとする姿勢が見られる。

四川省の黒水、蘆花、西部の松潘地区（現四川省阿壩チベット族自治州）や西康などのチベット族居住地域では、4万人に上る紅軍（川田（2015）、p.90）が進軍の際、食糧を自給できず現地住民に供出させたことから、彼らとの間に軋轢が生じた。解放後に中共が提示した民族政策に対しても、現地住民は未だ半信半疑であることを説明する。

国民党は〔長征当時に起きた〕この問題をとらえて、我々に（対して）多くの妨害を図り、少数民族を扇動して我々に抵抗させていた。しかし我々の〔新たな〕政策が発表されると、〔それまで完全に疑っていた〕彼らも半信半疑へと変わった。政策を見て半信半疑なら、今後この疑念は解消することができよう。（p.14）<sup>(8)</sup>。

そして鄧は、過去の出来事についての率直な謝罪を呼びかけている。ただし、この「負の記憶」である出来事に対して、「彼らは紅軍の維持のために最高の責任を果たした」（p.14）、すなわち現

地住民が革命に間接的貢献を果たしたのだという、積極的な解釈を添えた謝罪である。

#### (3) ボバー政府と民族区域自治

次に鄧は民族区域自治について語っている。長征中に毛沢東率いる第一方面軍で四川方面に根拠地設立を主張し、後に第四方面軍となって四川方面を転戦した張国燉の部隊により、現地少数民族を幹部に据えた自治政府が設立された。1936年5月、西康と四川西部を含む地域に樹立されたチベット族人民政府「博巴伊特瓦政府（以下「ボバー政府」）<sup>(9)</sup>」である。主席には漢人の邵式平が就任したが、副主席には前述の活仏ゲダ、軍事部長にシャゴ・トウデン、また財政部長に巴塘（バタン、チベット東部カム地域の西康省巴塘県。現在の四川省甘孜チベット族自治州巴塘県）地区芒康の豪商であったポンダ・ドゥジエ（邦達多吉、1906～1974）と、いずれもチベット族が就任した。

鄧はこの件を語る際、ボバー政府は現在の中共が持つ民族区域自治の概念に沿わない組織であったと明言しつつも、少数民族が自治に対して持つ好意的な記憶を利用して今後の民族区域自治を軌道に乗せようと説明する。

……あそこ（西康）に行くと、「博巴伊特瓦政府」は良かったと依然として彼らは言うのである。実際には、あの政府は当時まだあまりうまくやれていなかった。……我々が今日主張する区域自治とはまったく違ったのである。当時は張国燉の民族政策で、毛主席の民族政策ではなかった。違いはここにある。〔しかしあてこの地に「博巴伊特瓦政府」を成立させたという〕この点は、効果を發揮する。我々が今回あそこに行くと、当時「博巴伊特瓦政府」に参加したチベット族人士が、瞬く間に集まって来た。……北京から来た三人〔紅軍に従軍したチベット族〕はこう言っ

た。「〔紅軍に食料を提供することは〕當時本当は望んでいなかったのだが、今は納得している」と。つまり、この〔博巴〕政府はまた良い気風を生み出したのである（pp.15-16）。

続けて鄧は、「彼らが自らの解放を熱望していることは、ここからも見て取ることができる」（p.16）と述べ、現地民族の「解放への期待」を見出そうとしている。

鄧の見解をまとめると、次のようになる。①過去の人脈の活用。ボバー政府の設立時期に関わった存命の有力者はもとより、そこで形成された住民感情も新政府の成功につなげようとする呼びかけである。②過去に産み出された不信の解消。紅軍は、前述のボバー政府のようなポジティブな記憶も残したもの、食糧の供出強制という現地住民の生活を脅かす行動により禍根を残した。これに対して、住民への率直な謝罪を要求しつつ、中共の政府運営に有利になる積極的な解釈を与えていた。③自治政府の設立地域選定理由。西康が歴史的基礎を持つ場所であるからと説明している<sup>10</sup>。

ところで、このボバー政府の経験は、新中国の民族区域自治ともつながっている。軍事部長シャゴ・トウデンは、デルゲ（徳格）地区の土司配下玉隆の首領の一人であった。彼は「一九四〇年代甘孜地区・徳格地区における彼の統率力と経済力は、土司を上回っていたと伝えられている」（川田（2015）、p.143）有力人物であり、西康省副省長も経験した民族上層分子<sup>11</sup>である。共産党政権のチベット族居住地域進出に際しては重要な役割を担い、1950年3月に西康省の省都康定が解放されると、康定軍事管制委員会の副主任に、同年11月には西康省チベット族自治区政府の副主席に任命されている。また、長征時に紅軍を援助し、朱徳と親交のあったボバー政府副主席の活仏ゲダも、宗教者が現地住民の信望を集めチベット族

社会の民族上層分子とされる。ゲダは不幸にも、解放軍司令官の朱徳を通して解放軍のラサへの進駐を要求し、ダライ・ラマとの和平交渉を進めようとした矢先の1950年8月22日、チャムドで死亡した<sup>12</sup>。

#### （4）「雲南縱隊（滇縱）」

また、鄧は前述のボバー政府と並び、雲南や貴州ミヤオ族などに対して、紅軍が「歴史上いくらかの種を蒔いた」、すなわち歴史的に共産党に有利な影響を与えた例として、「雲南縱隊（滇縱）」（以下「縱隊」）を挙げている。長征から約10年後の1947～49年、雲南、貴州、広西で共産党が地方ゲリラを吸収しながら発展した、国民党に対するレジスタンスである<sup>13</sup>。抗日戦争期、共産党員が西南連合大学の学生を少数民族の住む山岳地帯へ送り込んで活動させた。この工作の影響から縱隊が出現したが、参加者の半数がイ族、ミヤオ族、回族など少数民族であり、またその中から幹部が多数出現し功績を挙げたという。

### 3. 政策の基本思想①——中共政権の基本方針

鄧が「報告」で語った政策の基本思想は、中央が掲げた民族政策の骨子と、西南局が西南地域の環境に適応させた具体的な政策方針である。本節では、中共中央の民族政策に対する基本方針を検討する。

#### （1）中国政治協商会議共同綱領：政策の基幹

当時、共産党政権の政策の柱となっていたのは、前年の1949年9月に公布された中国政治協商会議共同綱領（以下「共同綱領」）である。民族政策において特に重要な課題であった民族区域自治制度は、この共同綱領第51条に規定されている<sup>14</sup>。

「報告」の中では条文の直接の引用や解説等はないが、民族団結を実現できる重要な工作方針であり、また少数民族がこの共同綱領に期待してい

る、と鄧は述べている。

### (2) 民族団結と大漢族主義、大民族主義

上述（1）の共同綱領第50条には、「大民族主義および狭隘な民族主義に反対し……」との規定がある。鄧はこの点について、自分たちが誠心誠意、少数民族を援助することで大民族主義を捨て去ることが可能になり、大民族主義が破棄されれば少数民族も狭隘な民族主義を捨てることができる、と語っている（p.16）。

なお「報告」では、「大漢族主義」と「大民族主義」という表現が混在しているが、その使い分けは明確である。この点については後述する。

### (3) 工作方法・工作態度

全ての分野に共通する基本的な工作原則として、漢族地区で実施した各方面の政策を少数民族地区には持ち込みます、現地の状況に応じた別の政策の検討を要請している。これは、中共中央が構想していた各少数民族地域共通の工作方針である。

また、前述の民族団結を実現するために必要な条件を「ごたごたを起こさない」と鄧は表現し、ごたごたさえ起こさなければ、民族間の溝を解消し始めることができる、と語っている。そして、過去にごたごたを起こした主要な原因は「急性病」、つまり「せっかち病」であり、民族問題に関しては「慢性病」（「のんびり病」）になることをも恐れず稳当に工作を進めるよう忠告している（pp.17-18）。これは、少数民族地区における社会改革の漸進的実施の方針を示したものであろう。

この他、工作方法としては現地住民、特に民族上層部と協議すること、協議の形式は代表会議を用いるよう指示し、現時点では階級闘争よりも、また上層でない民衆の同意よりもむしろ、影響力の大きい上層分子の同意を得ることが工作のキー

ポイントであると強調している。

談話の最後には、「实事求是」（現実に基づき問題を正しく処理する）、「老老實實」（眞面目に、誠実に）の態度で工作に臨むよう求めている（p.34）。

### 4. 政策の基本思想②——現場における民族政策の実践

次に、西南局が現地の状況に応じて重要視していたと思われる民族政策について検討する。

鄧は、政治上、経済上、文化上の三方面からの取り組みで両者の溝を解消することが必要であるとする。

おおむねこの（民族間の溝を解消するという）目的を達成するため、基本的には政治面では中国領内の各民族が真に平等であることを彼らに信じさせ、経済面では生活を改善させ、文化的にもある程度向上させる。ここでいう文化とは、主としてそれぞれの民族自身の文化である。この三つの面で効果をあげなければ、こうした民族間の歴史的な溝、歴史的な分断を解消することは不可能であり……（p.13）。

この方針を前提に、鄧は「政治は経済を以て基礎とする」（p.24）と語る。鄧によれば、この原則はマルクスの言葉を典拠とするものであるが、具体的には毛沢東がチベット問題の解決策として提示した二つの要件に由来する。すなわち、①民族区域自治の実施と、②「地方を食いものにしない」——進軍地域の食糧を軍が消費し尽くして現地を疲弊させない——という二条件であり、この原則はチベット地域以外の全ての少数民族地域においても適用できると述べている。鄧は、両条件の関係を「民族区域自治の空手形を渡して、現地住民の食糧を消尽してはならない」として、先述

の「政治は経済を以て基礎とする」原則に結びつけたのである。

以下、鄧の発言順に沿って、政治・経済・文化の各分野に関する発言内容を検討する。

### (1) 政治と国防

鄧小平は、西南地域における民族問題解決の第一義を国防問題と捉えていた<sup>15</sup>。チベットから雲南・広西に至る5000キロ近い国境を擁する西南地域において、国防の鍵はその国境線の安定であった。そのためには、新政権の政策宣伝により少数民族の支持を得ると同時に、現地幹部の養成と地方政府の設立による政権の実体化が必要であると考えていた。

「報告」で具体的に言及されたのは、康東の西康チベット族自治区、西昌専区民族民主連合政府の設置に関するものである。康東地域を最初の自治区として選定した理由や新地名に関する議論、旧制度上の行政区画（県）を残すか、などについて述べており、いずれも現地少数民族の意向を尊重するよう指示している。

### (2) 少数民族経済発展の核心——貿易

前述のように鄧は、「政治は経済を基礎とする」と経済安定の重要性を強調したが、特に貿易と現地の市場への対応について、今後の指針を示している。すなわち、少数民族経済の核心は貿易にあり、経済工作は貿易を中心として、少数民族が自分たちで活動を組織するよう援助すること。また、西康の流通については、将来的には内地への道路を通すことにより、外国に依存していた流通が自然に国内へ向くと予測したが、当面は外国からの流通品に対して国内製品との等価交換、もしくは金錢による補償で対応すること。少数民族地域の市場は、例えば重慶や成都とは比較の対象にならないほど小規模なものであり、まずは商人たちに利益を得させてトラブルを防ぐこと、といった内

容が述べられた。

鄧が言及した経済分野の問題としては他に、西南地域で特に生産が盛んであったアヘン栽培に関するものがある。前述の通り1950年はアヘンの生産が特に多く、今後アヘン農家に栽培を断念させるための対応<sup>16</sup>、また既に収穫された生産物の処分について、詳細に指示している。また、貴州における食塩供給の問題など、ローカルな問題が解決すれば「必ず彼らの支持を得られるだろう」(p.25)、と経済工作がもたらす政治上のメリットにも言及している。

### (3) 文化工作——衛生工作と幹部養成

鄧が文化工作として「報告」で挙げたのは、衛生工作と幹部養成の二点である。そのうち現時点では、住民の文化レベルを一歩向上させるのに効果が大きい衛生工作を文化工作の中心としたが、西南では学校の開設に必要な人材が足りないため、短期訓練班で民族政策の宣伝を重点的に行い、近々に民族学院を開設して改めて人材を慎重に選抜することとした。

### (4) 「進歩分子」の捉え方

当時、現地住民の中にも社会主义国家の建設を目指す「進歩分子」<sup>17</sup>が存在した。彼らは基本思想を共有していたが、土地改革の実行の他、社会主义政策の早急な実現を求めていた。その例として鄧は、プンツォク・ワンギエル（憑錯旺階）<sup>18</sup>を主席とする西康地域のチベット族同盟「東チベット民主青年同盟（藏族民主青年同盟）」<sup>19</sup>に触れている。彼らと他の現地住民との認識の差は大きく、また100人余りのこの集団が地域社会の住民数万人に与えられる影響力は非常に小さいと判断している。そして現時点では、彼らをどのように説得し、対応・教育するのか、それ自体が工作の一部であり、解決すべき一連の問題であるとする一方で、こうした「進歩分子」が存在する地域

は区域自治実施にふさわしいとも評価している。

## 5. 中央訪問団劉格平団長による談話との比較

ここで、「報告」から5ヶ月後の1951年2月に出された中央訪問団西南団の劉格平団長の談話と比較してみたい。資料名称は『中央訪問団劉格平団長在貴州民族工作會議上の報告』である（劉（1951））。発言が出された会議の行政レベルは異なるが、タイトルに「報告」と付されており、鄧小平の「報告」と同様の談話として分類可能と判断した。

当該報告を鄧小平による「報告」と区別するため、以下「劉報告」とする。また、本節で頁数のみを示した資料の出典は全て、劉（1951）とする。

### （1）「劉報告」の背景

発言者の劉格平（1903–1992）は、河北省孟村出身の少数民族幹部（回族）である。劉は天津南部で最初の農村党支部を組織し、渤海回民支隊を結成した民族革命家である<sup>20</sup>。中央訪問団の派遣当時は中央民族事務委員会で李維漢主任の下、モンゴル族のウランフ（烏蘭夫）、ウイグル族のサイフジン（賽福鼎）と共に副主任の職にあった。

「劉報告」は、共同綱領の第六章（民族政策）の項目解説と、劉が経験した各地の民族工作の実情紹介が中心である。なお、「劉報告」より3ヶ月ほど前の50年11月には、西南地域初の民族自治区、西康チベット族自治区（現・甘孜チベット族自治州）が設立されていた。

### （2）「劉報告」の内容

「劉報告」は、導入部と「一」から「四」の合計5セクションで構成されている。

まず、導入部で劉は、解放前の少数民族の状況を「受難の歴史」であったという解釈を示す一方で、「少数民族の歴史発展は漢族と異なる」と語る。すなわち、漢族の闘争は、封建王朝や統治者へ抵

抗する「農民運動」であるのに対して、少数民族が経て来た闘争は「民族間の闘争」であるという。従って、異なる闘争を経て来た少数民族地域の改革は、漢族地区におけるやり方を持ち込むのではなく、「歴史の事実から出発しなければならない」（p.1）とする。

次に、「一」では、共同綱領の民族関連条項の一部である第50条と第51条、第53条について解説している。そのうち第50条について劉は、なぜ「大漢族主義」ではなく「大民族主義と狭隘な民族主義」という言葉を使うのかについて、「まだはっきり（理解）していない者がいる」（p.2）として説明する。「大漢族主義」とは国民党が持っていた反動思想体系であり、特定の政策概念を指す。一方、「大民族主義と狭隘な民族主義」とは、現在の中国に存在する民族間の不和や分裂といった具体的な状況を指し、「大漢族主義」とは区別される。つまり、「大漢族主義」という国民党の政策は、現状として部分的にその影響は残っているかもしれないが、共産党政権下では既に存在しない。しかし、漢族が非漢族を圧倒する状況は消滅していないため、これを「大民族主義」と名付けて区別しているのである<sup>21</sup>。この「大民族主義」及び「大漢族主義」は、鄧小平の「報告」においても同様の使い分けがなされている。すなわち、国民党が実施していた過去の政策に言及する場合は「大漢族主義」を、現状において漢族が非漢族を圧倒する事実を示す場合は「大民族主義」を使用しているのである。

また、第51条が示す「区域自治」に関連して、中共の民族政策における「自治」は、少数民族による「自決」を含まないことを明言している。

西北、西康の少数民族知識分子の中には、「中国の民族政策は不徹底である、ソ連は徹底している、少数民族には自決権がある」と言う者がいるが、「自決」（という言葉）には

「分離可能、連邦制可能で区域自治が可能」という意味が含まれている。我々が強調したいのは、中国特有の歴史（的状況）に（照らすと）「自決」は不適切であるということである（p.2）。

その理由として、社会発展段階論による漢族と少数民族の違い、またその違いを踏まえた中国における漢族のリーダーシップの必要性、そして少数民族の自決を排除した自治の必要性を述べている。これに加えて米英帝国主義が侵入したチベット・台湾では、現地少数民族が自決権を持つことによって将来英米側へ傾倒する可能性があること、また中ソ両国における民族間の歴史的発展と具体的な状況には違いがあるとして、自決権を持つソ連の少数民族と、中国との違いを強調している。

続く「二」で、民族工作における二つの基本精神は、①連合政府の設立と②少数民族幹部の養成であること、「三」で西南や西北における民族工作の事例、主に民族自治区・連合政府設立の実例を挙げて解説し、最後の「四」で民族工作上の具体的な問題群<sup>22</sup>と、これらに対する中共の解釈が語られる。

談話上で劉が再三強調するのは「中国の特有の歴史、特有の状況」という言葉である。例えば、西北地域で勢力を握っていた回族軍閥の馬歩芳の名を挙げ、少数民族とは「基本的に抑圧を受けていた民族」（p.3）であり、非漢民族であっても革命反動派であれば、その個別の人物を民族全体の代表とはみなせないとする。また、スターリンの「民族問題は階級問題である」という言葉を一面的に理解し、階級闘争の発動だけでは民族間の問題、特に漢族と他民族との溝は解消せず、「全ての工作は民族特有の状況、特有の歴史と群衆<sup>23</sup>の利益から始まらなければならない」（p.3）としている。この点は、非漢民族でも人口が大きく、民族内部でも分断のあった回族出身の劉格平が特に

意識していたと思われる。

### （3）「報告」との相違点

「報告」、「劉報告」とともに、少数民族の共産党政権への求心力を高めるという目的は一致しているが、ここで両者の異同を整理しておきたい。

はじめに、共通点としては、①民族団結の強調、②会議形式を通して現地少数民族の意見を集め、問題解決にあたること、③少数民族自身による社会改革の促進。少数民族地区での工作原則として、漢族地区で実施した各方面の政策を少数民族地区に持ち込み、現地の状況に応じた別の政策の検討を要請、④土地改革をはじめ社会改革を急いで進めないこと、⑤民族幹部の養成を推進、⑥ボバーゲンと東チベット民主青年同盟への言及、などが挙げられる。

共同綱領の民族政策規定についても、両者ともに言及が見られた。ただし、その内容に相違が見られる。鄧小平は共同綱領を現時点での最高位の規定としてその精神を評価し、その精神を具現化するような実務的な指示を述べたのに対して、劉格平は規定自体の具体的な解説に及んでいる。この違いは、会議の規模の違い、地域事情の理解度の違いの他に、両者の関心の違いをも反映していると思われる。すなわち、鄧小平は共同綱領に沿いつつ現場にふさわしい方法で、できるだけ早く地域の安定を進めようとしていたのに対し、劉格平は共同綱領の規定を正確に実行することに主な注意を向けている。

次に、「報告」で語られ、「劉報告」に見られないのは、現地政策において掲げられた「政治は経済を基礎とする」方針と、「民族問題は国防問題である」という認識である。特に前者は、中央へ召還された後の鄧小平の政策展開とも一致しており、地方で陣頭指揮を取っていた当時からの彼の政治理念の根幹であったと思われる。また後者に関連して、劉格平も談話の中で、国防線は当時の

「三大民族問題」<sup>24</sup>の一つとして挙げているが、これは西南地域のイ族と漢族の関係について説明する際に引用した程度の言及である。

鄧自身が現地の個別事情を豊富に例示し、各事例に対して細かい指示を述べているのも、「報告」にのみ見られる特徴である。「劉報告」は、中央訪問団副団長の費孝通に少数民族の具体的な状況解説<sup>25</sup>を譲ったこととも関係すると思われるが、共同綱領や民族自治政府の設立経緯などのより政策原則に近い話題を中心としており、この点が対照的である。

一方、「報告」には出現せず、「劉報告」に見られる内容としては、①民族团结の「主体」であり「リーダー」は漢族であることを明言、②共同綱領に規定された民族区域自治の「自治」は民族の自決権を認めないことを明言、③民族上層との協力よりも、少数民族のコンセンサスを得るために辛抱強く話し合う、説得するといった表現の方が多い、④「大民族主義と狭隘な民族主義の撲滅」の為に取るべき態度として、「報告」がまず漢族に大民族主義を捨てることを求めた<sup>26</sup>のに対し、「劉報告」では漢族が大民族主義を、少数民族が狭隘な民族主義を、それぞれ捨て去る「分業」(p.1)を行うべきであると述べた点、などが挙げられる。

また、上述②について補足すると、鄧小平は「報告」で劉格平のように民族区域自治制度の性質には触れていない<sup>27</sup>。民族区域自治は少数民族から期待されている地方政治体制であり、出来る限り速やかに実施すべきであること、また、具体的な地名を挙げて制度の適用が可能な地区を説明する程度にとどまっている。

総じて「報告」と「劉報告」との間には、長く不在ではあったが自らも西南地域の出身である鄧が、未だ詳細が把握されていない少数民族をまとめて「他們」と呼んで工作者と彼我の関係を措定していたかのようであるのに比べ、劉は北方出身でほとんど未知の領域だった西南地区にあって

も、あるいは未知であったが故に、少数民族幹部として、すなわち多民族国家の建設を目指す共産党政権の工作者として聞き手に理想を語りかける姿勢が強い、という差異が見られる。

なお、劉格平にも政権在職中の発言と回想を集めた『劉格平文集』（中国共産党党史研究室編（1999）が出版されているが、この談話を含め中央訪問団の活動に関する談話は収録されていない。

### III. 「文選」の内容——「報告」との差異

本章では、はじめに1950年の発話当時は西南地域掌握を目的とし、また政治と国防政策の一環でもあった民族工作に関する談話が、80年代になって中央機関の専門部署である中共中央文献研究室による大幅な削除と改変を経て、他の発言とともにまとめられ、出版された経緯を確認する。次に、両者の内容における具体的な相違点を特定し、その変化の意味について論じたい。

#### 1. 「文選」の編集

「報告」と「文選」両者の成立経緯について、概要是既に述べたが、ここで改めて両者の成立経緯と関連出版物を確認したい。

「報告」は1950年に発話され、翌1951年10月発行の内部資料『民族工作文件彙編（三）』（中央人民政府民族事務委員会編（1951））に収録された。38年後の1989年、「報告」は中共中央文献編集委員会による内容の削除と改変、および「西南地区的少数民族問題について（關於西南少数民族問題）」に改題された上で、『鄧小平文選』（鄧（1989））に収録される。この改訂版が1992年発行の『建国以来重要文件選編』第一冊（鄧（1992a））などに収録された<sup>28</sup>ほか、中国各地の党校や当代中国研究所<sup>29</sup>などのウェブサイトに広く掲載されている。また、鄧の民族政策について、この「文選」を底本とした解説書（劉紹川ほか（1994））もある。

「文選」日本語版における「出版説明」は、本書の性格を以下のように位置づけている。

……かれのこうした思想、理論は毛沢東思想の構成部分であり、党の歴史の学習、研究に重要な意義をもつものである。とくにそのなかでも、一部の創造性にとむ思想は、今日わが国が進めている社会主義建設・改革にたいして重要な手本の役割を果たすであろう」（中略）「本書の編集にあたり、一部の草稿については字句と事実を少し訂正し、スピーチの記録については字句の整理をおこなった。すべての草稿は著者本人の校閲を経ている。

（鄧（1992b）卷頭）

「文選」の編集を担当したのは、1980年に設立された中共中央文献研究室である。中共中央文献編輯委員会の実務部門であり、初代主任は毛沢東の「筆桿子」（「筆の立つ人」、文筆面のサポートを担うスタッフ）であった胡喬木が務めた。前身は1977年設立の「中共中央毛沢東主席著作編輯出版委員会辦公室」である。『毛沢東選集』の他、これまでに『周恩来選集』や『劉少奇選集』など、党の重要人物の著作の編纂を担って来た<sup>30</sup>。

これら党の重要人物の著作の出版に関する法規として、1982年7月5日に中共中央が中央宣伝部および中央文献研究室による指示要請報告に対して同意、関係機関に転送した通知（以下「82年通知」、中央宣伝部辦公庁ほか編、pp.965-966）がある。当該通知の中で「文選」に関係のある内容をまとめると、次の通りである。①毛沢東、周恩来、劉少奇、朱徳および現任の中央政治局常務委員（以下「中央常委」）の選集、文集（テーマ別文集、書簡集、詩歌集を含む）および個人選集や年譜は、統一して中央文献研究室または中央が指定した部門が責任編集し、中央文献編集委員会の審査を受けた後、人民出版社が出版するものと

する。②前述①（四指導者、および現任の中央常委の文稿）のうち未発表稿については、その必要性に基づき中央文献研究室または指定部門による文章整理を経て公開または内部発表を行うこと、そのうち重要なものは中央文献編集委員会の審査を受けること。③前述①のうち、建国以前に発表されたものを含め、既に発表されているが人民出版社発行の各種選集、文集に収録されておらず、中央あるいは省、市、自治区レベルの宣伝出版機関から出版または内部発行の必要があるものは、前述の各行政区レベルの主管部門の同意を得て中央文献研究室の審査許可を受けること。④人民出版社発行の重要指導者の選集や文集を用いて、新たにテーマ別の書籍等を編む場合には、中央レベルの関係出版社が主管部門の審査および許可を受けた後に出版可能、また省より下の地方レベル（省レベルは含まない）の単位では、これらに関連する著作の出版や重版は不可とする。

1982年の時点で鄧小平は中央常委に在任中であった。また、「文選」の初版は1983年に発行され、現在は鄧の政治家活動の全期間における公的な言行を網羅した計3巻となっているが、いずれも82年通知発出以降に発行されている。

また、これに加えて1998年12月には、前述の82年通知の有効性を明言した上で、中央文献研究室以外は現任の中央常委に関する文献集や写真集等を編集できないこと、またそれらは人民出版社、および中央文献出版社以外の機関から出版不可とする通知が中共中央辦公庁から出されており（中共中央辦公庁法規室ほか編（2001）、pp.422-423）、文献の編集出版に関する集中管理の傾向がいっそう強まった。

## 2. 編集後の変化

本節および次節では、前節1.で述べた背景の下、中央文献研究室により整理された「文選」の内容を検討していきたい。

新たに出版された「文選」は、原文である「報告」から内容の一部を削除した上で、散らばった話題を整理し、文言を巧みにパッチワークして構成されている。従って、史料としてその価値を問うことは難しいが、原文の基本的な内容は維持されており、「鄧小平理論」の一部として限定的に見れば、この編集により洗練された文書へと変貌したとも言える。

両者間の具体的な差異を見ていきたい。はじめに概算の文字数を比較すると、「報告」の約1万6000字に対し、「文選」では約6300字と4割近くに短縮されている。次に内容面であるが、「報告」は具体的事例を挙げながら、現地状況を分かりやすく解説した実務的な報告であった。これに対して「文選」は、談話調の文体は残しつつも具体性が省かれ、理論的かつ教条的な内容へと変化している。現地で収集され、報告された生の情報が除去されたことで当時の緊張感も排除され、教科書的な文献へと再編されていると言える。以下、実際の削除と改変の事例を検討する。

### (1) 削除された情報

「報告」にあって「文選」に収録されていない部分には、大きく分けて完全に消滅している場合と、大部分が欠落している場合がある。具体的な削除内容として以下の例がある。

①一次情報や、工作の進捗状況などの具体的な情報。このケースが削除部分の大半を占めている。例として、人名（「伯承同志」「劉文輝先生」「夏克刀登」など）、地名（「黒水、蘆花、川西的松潘」「緬甸、暹羅、安南辺界」「金沙江以東」など）、数値（「〔西南の国防線は〕5000km前後ある」「西康東部には10~20の部落がある」など）、また具体的な工作期間（「現在まで少数民族地区での工作はだいたいまだ半年に満たず、ある地区は3~4ヶ月、ある地区で5ヶ月……」）など。特に、長征期の四川省北部での紅軍の行動やボバー政府

設立の関係者の個人名、アヘン栽培根絶に向けた取り組みなど、過去の事実に関しては徹底して詳細が除かれている。

②当時の時点で具体的な状況が十分把握されていなかったことによる発言。例として、「(少数民族の)人口と民族数は推計できない」、「大体の状況についても分かっていることは少ない」。

③過去の共産党の工作に問題を認める発言。例えば、「……このような状況は、我々の過去における工作が大いに関係している」。

④鄧小平個人の見解で、公式の解釈に抵触する可能性のある発言。例えば、「大漢族主義には「帝国主義」の気配がある」。

⑤繰り返し部分の排除。中央文献研究室に限らず、談話を文書として整理する際に通常行われる作業ではあるが、この作業によって、発話者が本来強調したかった点は曖昧になったと思われる。

### (2) 変更された部分の類型

変更部分は以下の5類型が見られる。以下に、具体例として「報告」（鄧（1951）原文、「文選」（鄧（1989））収録文の順に引用し、文末に該当頁のみ付した。なお、「報告」収録文の和訳は筆者によるもの、「文選」の和訳は外文出版社刊の「文選」日本語版（鄧（1992b））からの引用である。

①口語から書き言葉へ整える作業（話し言葉の排除、適切な語彙への変換）。より断定的な文として整えられている。

（報告）「通過了他們，即是有些並不一定比我們決定得更好，甚至還有缺点，但是他們擁護的東西總是好的，總好一些，這就叫比較正確吧？（彼らに詰って、それが我々の決定に比べて必ずしも良いとは言えず、むしろ欠点さえあったとしても、彼らが支持するのは総じて良いものであって、総じていくらか良ければ、これはわりに正しいと言えるだろう）」

(p.31)。

(文選)「只要通過了他們，即使有的決定還有缺点，他們也是會擁護的（かれらに諧りさえすれば、決定によつては欠点があつても、かれらはやはり支持するだらう）」(p.170)。

②文中に散在する同一の内容を寄せ集める作業。前述 (1) – (5) の繰り返し部分の削除作業と同類の作業である。同内容の表現から最も分かりやすい表現をピックアップした上で、必要な部分へ差し替えを行っている。但し、この作業によつて本来の内容から若干ニュアンスが改変されてしまったケースもある。例えば、「報告」から「文選」に残った一文に、次のようなものがある。ここでは、鄧 (1992b) のみ引用する。

少数民族の経済の発展を援助するうえで、最も重要なものは交易であり、経済活動は交易活動を中心とすべきである。(中略) 当面の重点は、まずかれらが交易によって利益が得られるようにし、そのうえで、かれらが農業、工業、牧畜、商業などの面から一歩一歩発展するように援助することである (p.168)。

上述の一文のうち、後半部分はもともと西康の市場における交易について語られたものであった。そのため厳密には、外来の商人も含めた西康の商人らが交易によって利益を得られるようにすることで、結果的に現地社会でのトラブルの発生を未然に抑制するという文脈も含んでいた。ところが「文選」では、その前後関係が削除され、少数民族一般の経済政策として語られたかのように読める。

③当時の緊張感を示す表現の排除。前述 (1) – (5) の一次情報の削除作業、および (1) – (5) の繰り返しの排除作業と同類である。

(報告)「中國少數民族，據我們對西南和過去的了解，無例外的，歷史上的隔閡是很深的，主要對漢族的隔閡是很深的，是普遍的隔閡，是很深的隔閡，……（中國的少數民族は、我々の西南と過去に対する理解によれば、例外なく、歴史上の溝はまことに深い。主に漢族との溝はまことに深く、それは普遍的な溝、まことに深い溝であり、……）」(p.12)

(文選)「在中國的歷史上，少數民族與漢族的隔閡是很深的（中國の歴史を振り返ってみると、少數民族と漢族との溝はまことに深い）」(p.162)

④鄧小平個人の見解で、社会主義理論の公式解釈に関わると思われる話題。前述 (1) – (4) と同類である。

(報告)「政治是要拿經濟做基礎，這是馬克思說的，叫做上層建築，下層不堅固還行嗎？（政治は経済を以て基礎とするものである、これはマルクスの言葉だが、上部構造を築くと言って、下部構造が強固でなくてよいわけがない）」(p.24)

(文選)「政治要以經濟做基礎，基礎不堅固還行嗎？（政治は経済を以て基礎とするものであつて、基礎が強固でなくてよいわけがない）」(p.167)

⑤発言当時からの情勢変化により「文選」編集時（80年代）の状況に沿わせる。

(報告)「我們中國少數民族問題最多的地區一个是西北，一个是西南。而少數民族的種類，恐怕西南比西北還多，問題的複雜性也比西北

還大、特別是国防問題（わが中国で少数民族問題が最も多いのは、一つは西北地区、もう一つは西南地区である。しかし少数民族の種類は、西南の方が西北より多く、問題の複雑さも西北より大きいだろう、特に国防問題においては）」(p.12)。

（文選）「我們中国的少数民族最多的地区、一个是西北，一个是西南。恐怕西南比西北還多，而且情况也比較複雜（わが中国で少数民族が最も多いのは、一つは西北地区、もう一つは西南地区である。西南の方が西北よりも多く、しかも状況は複雑だろう）」(p.161)

### （3）追加された部分

なお、改訂の際に大幅に加えられたと思われる内容は特にないが、上述のように個人名や地名等の削除といった細かい編集が重なった結果、本人が口にしなかったと思われる断定的な一文となってしまった箇所が、「文選」中に若干見られる。以下にその例を挙げる。

①「我們中華人民共和国是一個多民族的国家、（わが中華人民共和国は多民族国家であり、）……」（「文選」p.162）

本稿II-4.でも既に触れたように、鄧は、政治・経済・文化の三方面で少数民族の現状を改善しなければ、（政権が彼らの信頼を得て）漢族と少数民族との溝を解消することはできないと述べ（「報告」p.15）、「こうした基礎の上に、このような努力を経て初めて我々中華民族、中華人民共和国の大家庭は真に形成が可能となる」と続けている。

「文選」では、この部分を「民族的な溝を埋めたうえで、諸民族人民がともに努力してこそ、はじめて真に中華民族の素晴らしい大家庭をつくりあげができる」と整理した上で、冒頭に上記の一節が加えられている。未解放地域の多かつた建国初期に比して、解放工作が終結していた「文

選」編集当時の80年代の状況に沿わせる為の一節であると思われる。

②「這樣就贏得了藏族同胞的信任。他們說，我們的軍隊太好了，……（それ〔解放軍の優れた作風を具体的な形で示したこと〕によってチベット族同胞の信頼をかちえた。かれらは、わが軍は本当によい軍隊で、……と言っている）」（「文選」p.162）。

①に同じく、「報告」p.15では、西康に進駐する際の解放軍の態度について「（当時、康定軍事管制委員会副主任であった）シャゴ・トウデンが『すばらしい』と言っていた」と語られたのに対し、「文選」では、シャゴ・トウデンの個人名が削除され、上述の部分が付け加えられている。

### 3. 「文選」に残された内容

上述の文章整理を受けた結果、最終的に「文選」に残された主要な内容としては、以下の5点が挙げられる。①共同綱領を支持する発言。②過去に成功した民族工作事案。中共の民族工作の歴史として積み上げていくのにふさわしい内容が残されており、党史の正統性に関わる問題がある事例についてはその解説も保持されている。例えば、1936年に民族自治の性格を持つ政府として共産党が設立を援助したとする「ボバー政府」は張国燭がリードしたものであり、公的な政権の歴史として位置づけることはできないとの断りも含めて、長征中の「種播き」事例として残されている。③前述①にも含まれるが、民族区域自治の正当性、あるいは区域自治が少数民族を尊重する制度であるという発言。④大漢族主義、帝国主義の批判。⑤鄧小平独自の政治的持説。「少数民族問題は国防問題である」「政治は経済を以て基礎とする」など、「鄧小平理論」の一部を構成するものである。

### IV. おわりに

本稿では、地方を統括する指導者であった鄧小

平の民族政策に関する一つの発言録を詳細に追うこと、建国初期の民族政策を検証した。また、関連する二つの資料との比較を通して、鄧小平の「報告」の性格や、中共の民族政策の位置付けが明らかになった。

まず、中央から派遣された劉格平による「劉報告」との比較から、地方統治の現場では、中央の統一的な政策方針に基づいて、より実務的な要素と具体性が引き出されていた。鄧小平の「報告」において、民族政策とは西南地域の特徴に合わせた政策の一部であり、民族団結とは地域掌握と政権安定のための目標であった。少数民族に対しては、まず経済や衛生面といった現実的な利益をもたらすことで政権への信頼をかち取り、そこから民族区域自治や教育、文化工作といった主要政策の展開を目指す戦略をとっていた。また、劉と鄧の発言の対比により、民族工作の当事者たちの多層性も見出された。

次に、「報告」と、後年の「文選」を比較した結果、次のような傾向が見られた。「報告」は、現在進行形で新中国の歴史が推し進められる際に産み出された膨大な資料の一点である。一方、「文選」では話者の手を離れ、「鄧小平理論」として、現場から乖離して一般化され、教科書として使用される二次資料的な存在となった。この資料の特徴として、後に中央で頭角を現した人物の発言であった点にも留意すべきだろう。「報告」は、鄧小平が建国当初から既に中共中央で存在感を持ち、また彼が当時から中国全体を見据えた視野を備えていたとしても、基本的には一地方の担当者として残したスピーチである。ところが、その後中国全体の指導者となつたことで、発話当時と異なる意味や価値が後付けで加えられ、継承されていくことになったのである。

本稿Ⅲ. で触れた中共による建国指導者関連の文献整理と出版規制は、指導者の発言を収録した出版物が各地で濫造されることにより、複数バ-

ジョンが発生する可能性に対抗するという意味では有効な措置であろう。但し同時に、党の方針に沿ってオリジナルの資料に「公的に」手が加えられていることも明らかである。したがって先に述べたように通常想定される歴史資料とは性質を異にする文献として扱うべきものである。毛沢東の著作に関する同様の事情について、かつて中央文献研究室に勤務していた龔育之も2003年3月の『學習時報』掲載のエッセイで認めており、この前例がその他の指導者の文献出版においても踏襲されてきたと思われる<sup>①</sup>。

最後に、本稿で考察が可能なもう一つの視点に触れておきたい。「報告」という一資料の考察にあたり、別人物による「劉報告」と、編集された「文選」の二資料を比較してきたが、この二つの比較を通じて、第三の類似関係も見出された。すなわち、「文選」は改訂によって「報告」からは遠ざかったが、「報告」が持っていた当時の背景事情が濾過されたことで、逆に「報告」と同時期の「劉報告」に近づいている。つまり、ある人物の実務的な談話が抽象的な政策論として整理されたことで、過去の別の談話と類似してきたのである。先述の通り、発話者である鄧小平の地位の変化により、中央からの使者であった劉格平の発言に近づいたことは言うまでもない。しかし、中共のアーカイブ作成における一貫性の重視を勘案しても、建国初期に発出された民族政策の核心部分が、80年代の改革開放期に至ってもなお、不变であったことをも示していると思われる。

### [注]

(1)本稿は、美麗（2016）の一部から検証を深めた続編である。そのため、本稿の主要資料である鄧（1951）、および劉（1951）の他、参照した資料や記述の内容に重複がある。

(2)鄧（1992b）、p.253の翻訳を参照した。後述の「せっかち病」「のんびり病」も同様。

- (3)版図を東北、華北、西北、華東、中南、西南の六つの大行政区に分け、各大行政区に中央局と人民政府、または軍政委員会を設置した。西南には西南局および西南軍政委員会が設置された。中央の出先機関に相当する。
- (4)西康省は1939年設置、省都は康定。現在のチャムド（昌都）地区と四川省西部、雲南省北部（チベット語の“カム”地区）に相当。1950年のチャムド解放を経て1955年10月に同省は廃止、金沙江以東が四川省甘孜チベット族自治州となり、チャムド地区がチベット（西藏）自治区へ編入された（『当代中国』叢書編輯委員会編（1993）（上）、p.66）。
- (5)1906年（光緒32年）、趙爾農が四川・雲南巡撫大臣に就任した後、土司制度を廃止し、県を設けて治めた。辛亥革命後、康東地区の一部の土司が復活したため、県制度は残ったが、有名無実の存在となった。1939年、西康省が正式に成立し、県行政が実施された。
- (6)西康地域にはチベットから四川を結ぶ茶馬街道が通っており、インドやネパールからの商品も流通していた。また抗日戦争期、西康地域を含むカム～チベット～インドを結ぶルートは、ビルマ・ルート断絶に伴い物資輸送の重要な経路となった（小林（2014）、p.363）。
- (7)原文では商品の例として、英國コーヒー、「卡機布」（いわゆるチノ生地）、「嘩嘩」（サージ生地）といった綿や毛織の布地、「序子烟」（缶入りタバコ）が挙がっていた。
- (8)本節（III.-2）の和訳は原資料を参照の上、吉開（2015）の和訳に筆者が一部を追記した（丸かっこ部分）。
- (9)「博巴伊特瓦」とはチベット語で「チベット人の」という意味である。本稿ではチベット語の発音を示すため「ボバー政府」と表記する。
- (10)この解釈が中共の民族自治区域設置の理由であったが、自治区設立の地域区分に関する現実

について、松本高明は次のように指摘している。「……漢族その他の少数民族が雜居しているのは康定以東であり、康定以西は實質的にチベット族のみが居住していた。これに対して、中共中央政府は『經濟發展の中心地』とするために、漢族の多く居住している商業都市の康定を含めて甘孜・新龍・理塘・稻城一帯を第二の区分（『民族区域自治実施綱要』第二章第四条第二項参照、人口の多い一つの少数民族と、その他の人口の少ない少数民族の聚居区を含む地域）で自治区（のちに州）を設置した。しかしこの区割りは、結果的に南部および東部の地区を含めることで彝（イ）族や漢族、あるいは羌（チャン）族との雜居地区を作り上げることになっている。すなわちチベット族側からすれば、自族の意志を上級政府に反映させることは非常に困難である構造になってしまっていた」（松本高明（1996）、p.37）。

- (11)「文選」では、「報告」で鄧がシャゴ・トウデンの名前を挙げた部分が「一些進歩的上層人士」となっている。後述のゲダも同様である。
- (12)『当代中国』叢書編輯委員会編（1993）（上）、p.61。死亡の経緯は川田（2015）第二章に詳しい。
- (13)雲南省檔案局ウェブサイト「雲南檔案網（雲南檔案信息網）」に「中国人民解放軍滇桂黔邊縱隊」の紹介がある（2017年4月15日閲覧）。[http://www.ynda.yn.gov.cn/ynjy/jgqhdynsh/201610/t20161014\\_443579.html](http://www.ynda.yn.gov.cn/ynjy/jgqhdynsh/201610/t20161014_443579.html)
- (14)民族区域自治制度を具体的に規定した「民族区域自治実施綱要」が施行されたのは、2年後の1952年8月である。なお、「報告」発表時点で既出の民族区域自治関連文書としては、共同綱領の他、50年4月3日に中央から西南局をはじめ各地方局に宛てた「中共中央關於在民族雜居地区成立民族民主連合政府的指示」（中共中央文献研究室編（1992a）、pp.170-171）がある。この指示は、少数民族人口が多い地域では各民

族の人口に比例する定員数を政府委員会および人民代表会議に割り当てるここと、少い場合でも居住していれば政府機関内に相当数の各族代表を割り当てるよう指示している。

(15)拙稿（美麗（2016））参照。

(16)アヘン関連の問題について、当時の関連法令には「政務院關於嚴禁鴉片煙毒的通令」（中共中央文献研究室編（1992a）、pp.128－129）があり、鄧が「報告」で言及した「政務院禁煙法令」（p.32）とは、この通令と思われる。また、これ以外にも中共と西南局、その他の各地方の中央局で情報共有しており、50年に出された関連文書として「中共中央關於嚴格禁種鴉片煙苗的指示」（1月8日）、「中共中央批轉西南局關於禁絕煙毒的辦法」（5月24日）が挙げられる。

(17)鄧は「報告」の中で、抗日時期に雲南一帯で活動した費孝通や夏康農ら西南連合大学の教員や学生、共産党員を「先進分子」と呼び、少数民族の共産主義集団を「進歩分子」と呼んでいる。意図的に呼び分けたのか否かは当該資料単体では判断できないが、本稿では、少数民族の進歩分子を「進歩分子」と記載する。

(18)ブンツォク・ワンギエル（1922～2014）は、西康省巴塘県出身のチベット族共産主義者。1936年、南京国民党中央政治学校付属の蒙藏学校に入学し、漢人教師を通して共産主義に出会う。長征の際の「ボバー政府」とは異なるルートで共産主義に接触した人物である。故郷を支配する劉文輝政権の打倒、また民族上層からの搾取に苦しむチベット社会の改革を目指して、ソ連やインドへも働きかけた。新中国成立後は中共党員として巴塘を拠点に活動し、西藏工作委員会のメンバーとして、解放軍のチャムド進駐の際にはチベット政府側を説得して降伏を受け入れさせた。また、「報告」より後の51年「十七箇条協定」締結の際にも、中国・チベット間の交渉に貢献するなど重要な役割を果たしてい

る。しかしその後、中共の（西北局による急進化）政策に対する批判などで「地方民族主義者」として60年に投獄され、獄中生活は18年に及んだ。78年の釈放・名誉回復後はチベット亡命政府派遣代表団との面会など、再び重要案件に関与した。また、中国社会科学院で教鞭を執りながら哲学書も著した（以上、小林（2014）を参照）。

(19)東チベット民主青年同盟（東藏民青）は、ブンツォク・ワンギエルがチベット共産党を改め設立した「康藏邊境工作委員会」（巴塘地下党）の外郭団体である。

(20)古島（2009）。中央訪問団西南団の副団長（第二分団長）であった王連芳とは、この回民支隊で共に抗日戦争を闘つて以来の関係であった。

(21)大漢族主義＝国民党の民族政策という解釈は毛（1977a）とも一致するが、毛の場合は劉が示したような政策と現状との区別には言及せず、大漢族主義思想が多数の党員及び幹部のうちに存在する、と直截に批判している。なお、毛（1977a）の原文は、「報告」及び「劉報告」より後の1953年3月16日、河南の少数民族問題に関する各種の報告を受けた中央から中南局、河南省委及び各地方局宛に発出された「中共中央關於批判大漢族主義思想的指示」（中共中央文献研究室編（1992b）、pp.96－98）であるが、こちらも後年、毛による加筆修正を経て、毛（1977a）のバージョンが「選集」に収録された。修正前後を比較すると、原文の主旨は維持されているものの具体的な地名や個人名が削除されており、その編集傾向は後述の「文選」に見られる特徴と一致している。

(22)次の六点が挙げられている。  
 ①代表会議を通すことが少数民族地区の各問題を解決する最良の方法である。  
 ②鄧（小平）政治委員の指示に基づき、社会改革の実行には、まず各級の民族連合政府、或いは区域自治を成立させ、各族各界

代表会議を通して群衆の意見を聴取し、各民族大多数の群衆が自覚しみずから希望していることを根拠に進行させる。③少数民族幹部を大量に養成し、その少数を大胆に抜擢して工作に参加させる。④その地域に住む大多数が、ある特定の一民族であれば、その民族を主とした自治区の設立は可能。⑤各民族の名称は現時点で彼ら自身の意見を尊重する。⑥経験上、（民族区域自治の）問題は自治区や連合政府の設立だけではなく、更に重要なのは設立後に域内の住民がいかにして共に事を運んでいけるかということである。

(23)この「劉報告」のような談話の文脈において、「群衆」という単語には、中共の政治体制における「人民」でありかつ「大衆」という意味があるため、原文からそのまま引用している。

(24)中央訪問団第一分団担当の西康省西昌専区民族民主連合政府（イ族・漢族混住地域）設立援助の経験を述べた際、解放以後の「三大民族問題」として「西北の回－漢関係、西南の彝（イ）－漢関係と国防線」を挙げ、西昌はそのうちのイ－漢関係を抱えた地域であると解説した（劉（1951）、p.4）。

(25)費（1951a）、（1951b）。「報告」が発表されたおよそ半年後の1951年2月、西南団副団長兼第三分団（貴州担当）長の費孝通の報告では、中央訪問団による貴州少数民族の調査結果が提示された。この調査では、各民族の生活状況を、階級や土地所有などマルクス主義的な文脈で理解しようとする試みがなされている。

(26)鄧のこの認識は、56年に発表された毛（1977b）の「六、漢族和少数民族的関係」で述べられた「われわれは主として、大漢族主義に反対する。地方民族主義にも反対すべきであるが、一般的にいって、それは重点ではない」（p.277）と相似している。

(27)民族自治の性質を巡っては、1949年10月5日中

央発出の文書「中共中央關於少数民族“自決權”問題給二野前委的指示」（中共中央文献研究室編（1992a）、p.24）が知られているが、これは西南局の前身とも言える第二野戰軍前線党委員会（以下「二野前委」）の同年9月20日付に出された「少数民族工作に関する指示（草案）（關於少数民族工作指示（草案））」に対する中央からの回答である。吉開（2015）はこの経緯について次のように分析する。すなわち、鄧小平は当初、毛沢東の「連合政府論」に沿って自治の性質に自決を含むことを構想していたが、中共中央が同草案を受け取って回答するまでの間、北京では中国政治協商会議が開かれ、中央集権制を明記した共同綱領が採択された。この動向を踏まえて中央は二野前委に対し、「連合政府論」に基づく自決権の強調ではなく共同綱領への準拠を求めたと理解される、という。なお、直近まで少数民族の自決権を提起していたにもかかわらず、鄧が「報告」で区域自治の性質についての解釈に触れなかったのは、上述の経緯の結果、または劉伯承など他の幹部が別の談話で言及した可能性もあるが、「实事求是」を重んじた鄧はスタートしたばかりの民族自治において、文言の解釈より実務の執行に優先順位を置いたからではないかとも推測できる。

(28)この他、「文選」は、1992年に外文出版社から日本語版が出版された（鄧（1992b））。1994年に『鄧小平文選（第二版）』第一集が出版されたが、これは第三巻の出版に合わせて既出の二冊にも巻数を付した為で、内容は同一である。

(29)中華人民共和国国史網「關於西南少数民族問題報告」[http://www.hprc.org.cn/wxzl/wxysl/dangheguo/jia/maozedong\\_7\\_5/200908/t20090831\\_29227.html](http://www.hprc.org.cn/wxzl/wxysl/dangheguo/jia/maozedong_7_5/200908/t20090831_29227.html)（2017年3月31日閲覧）。

(30)中央文献研究室公式ウェブサイト<http://wxyjs.org.cn/>（2017年4月26日閲覧）。

(31)村田（2005）、p.59、龔育之（2003）。龔は改訂

版の価値として「本来の面持ちを保持しながら推敲した部分はより完全になっており、毛沢東思想を学ぶ広大な読者にとって有益である」と評価している。ただし、研究者は文献によって歴史考察がミスリードされないよう、文献の原本に当たって考証すべきであり、文献編集者は研究者のために閲覧の便を提供すべきであるとする意見、またかつて、中央文献研究室で自らも毛沢東の文献編集に携わった際、原本と毛自身による改訂稿の両方を掲載したものを発行することを提案し、当時の主管であった胡喬木もこれを支持したが、諸事情により実現しなかったことなどが併せて述べられている。なお、毛の場合は基本的に本人の著作であり、かつ改稿も毛自身によるものが多いとされ、改訂の軌跡自体が研究対象ともなってきた。一方、鄧は「後世に文字の記録を残さなかった」(ヴォーゲル(2013) (上), p.21)。また、1988年のチェコスロバキアのフサク大統領との会談の際には「多くの外国人記者から取材要請があり、伝記などを書きたいと持ちかけられたが、いずれもやんわり断った」とも語っている(鄧(1993), p.273)。こうした事情から、「文選」序文には本人の校閲と承認を得た旨が記されているが、鄧が自らの過去の業績を集めた「文選」の字句に対し、毛と同様に強いこだわりを持っていたのかは疑わしい。したがって「文選」と毛沢東の著作、また他の各指導者の文献ごとに、厳密には編集状況が異なると思われるが、今後、原典への容易なアクセスの実現を期待したい。

## [参考文献]

(日本語)

エズラ・F・ヴォーゲル(2013) 益尾知佐子・杉本孝訳『現代中国の父 鄧小平』(上) (下) 日本経済新聞出版社(原書: Vogel, Ezra F. (2011). *Deng Xiaoping and the Transformation of China.*

Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press.)

川田進(2015)『東チベットの宗教空間——中国共産党の宗教政策と社会変容』現代宗教文化研究叢書4, 北海道大学出版会。

小林亮介(2014)「パンツォク・ワンギエル——チベット「周縁部」における共産主義と民族主義」趙景達・原田敬一・村田雄二郎・安田常雄編『講座東アジアの知識人第5巻 さまざまな戦後——日本敗戦~1950年代』有志舎, pp.352–368。

張劍波(2015)『米中和解と中越関係——中国の対ベトナム政策を中心に』社会評論社。

鄧小平(1992b)「西南地区の少数民族問題について」中共中央文献編集委員会編, 中共中央ML著作編訳局訳『鄧小平文選(1938年~1965年)』外文出版社, pp.247–262。

美麗和子(2016)「建国初期の『中央民族訪問団』と中国共産党の少数民族政策」『中国研究月報』70 (9), pp.1–24。

古島琴子(2009)「雲南の民族政策と王連芳」『中国研究月報』63 (3), pp.17–31。

松本高明(1996)『チベット問題と中国——問題発生の構造とダライ・ラマ「外交」の変遷』現代中国研究叢書33, アジア政経学会。

村田忠禧(2005)「毛沢東の文献研究についての回顧と課題」『横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅲ 社会科学7』pp.49–64。

吉開将人(2015)「『羈縻』政策と二十世紀中国第二野戰軍『關於少数民族工作的指示(草案)』から見た西南エリート問題」1920年代から1930年代中国周縁エスニシティの民族覚醒と教育に関する比較研究 平成24年度~26年度 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)第六章, 室蘭工業大学学術資源アーカイブ<http://hdl.handle.net/10258/3792> (2015年10月23日閲覧)。

(中国語)

『当代中国』叢書編輯委員会編（1993）『当代中国的民族工作』（上）（下）当代中国出版社。

鄧小平（1951）「西南軍政委員会鄧小平副主席關於西南少数民族問題的報告（1950年7月21日）」中央人民政府民族事務委員會編『民族工作文件彙編（三）』内部資料，pp.11–35。

——（1989）「關於西南少数民族問題（1950年7月21日）」中共中央文献編輯委員會編『鄧小平文選（一九三八—一九六五）』人民出版社，pp.161–171。

——（1992a）「關於西南少数民族問題（1950年7月21日）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編（第一冊）』，中央文献出版社，pp.361-372。

——（1993）「總結歷史是為了開闢未來（1988年9月5日）」中共中央文献編輯委員會編『鄧小平文選（第三卷）』人民出版社，pp.271–273。

費孝通（1951a）『中央訪問團費孝通副團長發言貴州少数民族情況及民族工作（初稿）』出版元不詳，中央民族大学図書館藏。

——（1951b）『中央訪問團費孝通副團長關於貴州少数民族情況及民族工作報告的附件』出版元不詳，中央民族大学図書館藏。

龔育之（2003）「毛沢東文献編輯的文本選択」『學習時報』2003年3月3日[http://jds.cssn.cn/xrfc/xrsb/201605/t20160506\\_3327697.shtml](http://jds.cssn.cn/xrfc/xrsb/201605/t20160506_3327697.shtml)（中国社会科学院近代史研究所ウェブサイト掲載，2017年6月27日閲覧）。

劉格平（1951）『中央訪問團劉格平團長在貴州省民族工作會議上的報告 1951年2月』出版元不詳，中央民族大学図書館藏。

劉紹川，張炯（1994）『鄧小平民族思想研究』中央民族大学出版社。

毛沢東（1977a）「批判大漢族主義（1953年3月16日）」『毛沢東選集（第五卷）』pp.75–76，人民

出版社。

——（1977b）「論十大關係（1956年4月25日）」『毛沢東選集（第五卷）』pp.267–288，人民出版社。

中国共産党党史研究室編（1999）『劉格平文集』中央民族大学出版社。

中共中央文献研究室編（1992a）『建国以来重要文献選編（第一冊）』中央文献出版社。

——（1992b）（第四冊），中央文献出版社。

「中共中央關於嚴格禁種鶴片煙苗的指示（1950年1月8日）」中央檔案館，中共中央文献研究室編（2013）『中共中央文件選集（第二冊）』p.32，人民出版社。

「中共中央批轉西南局關於禁絕煙毒的辦法（1950年5月24日）」中央檔案館，中共中央文献研究室編（2013）『中共中央文件選集（第三冊）』pp.65–66，人民出版社。

「中共中央批轉中央宣伝部，中央文献研究室『關於毛、周、劉、朱和現任中央常委著作的出版，發表及審核辦法的請示報告』的通知（1982年7月5日）」中央宣伝部辦公厅編（出版年不明）『党的宣伝工作文件選編（1976–1982）』pp.965–966，中共中央党校出版社，内部発行。

「中共中央辦公厅關於嚴格執行編輯出版党和国家主要領導同志講話選編和研究著作有關規定的通知（1998年12月28日）」中央辦公厅法規室，中央紀委法規室，中央組織部辦公厅編（2001）『中国共産党党内法規選編（1996–2000）』pp.422–423，法律出版社。